

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日

2. 当社の課題

課題： 職業生活と家庭生活との両立を支援するための働き方の推進が十分ではない

3. 目標

- ・ 長時間労働の予防および削減を促進する
- ・ 有給休暇取得率について2023年度の水準を維持する

4. 取組内容と実施時期

取組 1： 労働時間実績データの公表

- 令和 7年 4月～実施：毎月部署別の労働時間実績データを部門長へ公表する
- 令和 8年 4月～ 結果分析：前年度までの結果を検証し、対策を検討する

取組 2： 社内での年次有給休暇の取得義務を6日と定める

- 令和 7年 4月～実施：社内での年次有給休暇の取得義務を法定取得義務である5日に1日をプラスして6日と定める
- 令和 8年 6月～ 結果分析：各年度の有給休暇取得日数を確認し、経営陣に報告する